

平成29年度 第8回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成29年11月10日(金) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (26人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
5番 山根清人 委員	6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員
8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員
11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
19番 吉村年明 委員		

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (2人)

17番 原田明宏 委員 18番 山本淑恵 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第44号 農用地利用集積計画の決定について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 藤原 勝則

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局 只今から第8回の農業委員会会議を開会致します。初めに山協会長あいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 ありがとうございます。この後は農業委員会会議規則の第3条によりまして、会長が議長ということで会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定を行います。10番 河本委員、11番 鐵本委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ております。17番 原田委員、18番 山本委員、どちらも県外の出張のためでございますので報告をいたします。

(4) 連絡・報告事項

議 長 (4) 連絡報告事項。

事務局 そうしますと、平成29年度第8回の農業委員会会議報告並びに予定事項を報告させていただきます。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 日程(5)議事に入ります。本日の議事につきまして、事務局より説明をいたします。

事務局 本日の議事について説明をさせていただきます。
まず、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございますが、議案の2ページのとおり2件の申請がございました。
続きまして、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について。こちらは同じく4ページのとおり1件の申請が出ております。
議案第43号 非農地・非採草放牧地現況証明申請については、6ページにありますとおり2件の申請が出ております。
議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてということで、9ページから34ページまでのとおり利用権設定の申し出が73件出ております。それから、35ページから37ページまでのとおり、所有権移転の申請が3件ございました。
本日の議案は以上でございます。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは1ページ、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案に対する質疑を求めます。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。差支えなかったら、事務局。2番目の〇〇さん、〇〇さん。贈与ですけれども、親族とか、そういうような関係はまったくなしで贈与ということなんでしょうか。参考に。

事務局 親族とかそういった関係はまったくございません。今まで賃借して使われていた土地をこのたび贈与で譲られるものでございます。

議長 よろしいですか。その他、ございませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 それでは、議案第41号につきましては承認と致します。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、皆さんにお諮りいたします。本件につきましては本日午前11時より当番委員であります、松本委員・山下委員・藤井代理・藤原局長・隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して松本委員より報告をお願いいたします。

4番 今日、現地調査に行つてまいりました。6名、会長・職務代理・事務局2名・委員2人で行つてまいりまして、何ら問題ないという結論に達しました。以上です。

議長 皆さんにお諮りいたします。質疑を求めます。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。周辺農地に影響ないということですけど、離して植えるとか隣接の関係は差支えないでしょうか。このことを事務局に。

事務局 只今のご質問についてでございますが、まず、周辺の農地につきましてはお二方の農地がございまして、お二方とも転用について同意をいただいております。植林につきましては、境界から5m控えて植林するということです。

議長 よろしいですか。その他、ありませんか。よろしいですか。

(はいの声)

議長 ないようでございますので、議案第42号につきましては承認と致します。

議案第43号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第43号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について皆さんにお諮り致します。本件につきましても先ほど同様現地の調査に行っておりまして、同じく松本委員より報告をお願いいたします。

4 番 4番 松本です。この件も当番委員6名で行ってまいりまして、この2件とも何ら問題ないと決定いたしました。以上、報告です。

議 長 只今、説明がありました通り、何ら問題がないということでございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、議案第43号につきましては承認と致します。

議案第44号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第44号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。お諮りする前に、該当委員に係る案件がございますので、先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。29ページの番号58番、59番は、議長である私に係る案件でございますので、議長を藤井職務代理に交代して私の案件についてご審議いただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 それでは、議長を職務代理に交代させていただきます。

(議長交代)

9 番 それでは、3番 山脇委員の案件について審議いたしますので、山脇委員の退席を求めます。

(山脇委員 退席)

9 番 それでは、山脇委員が退席しましたので、29ページ番号58番、59番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 29ページ番号58番でございます。〇〇〇〇〇〇の1筆3,220㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。番号59番と合わせまして5筆、10,789㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

9番 只今、山協委員の案件について事務局より説明がありましたので、委員の皆さんのご質問・ご意見を受けたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

9番 異議がないようですので、この案件につきましては承認と決定いたしました。それでは、山協委員の入場を求めます。

(山協委員 入場・着席)

9番 山協委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されたことをご報告申し上げます。

(議長交代)

議長 続きまして、9ページ番号1番から10ページ番号4番までは、16番 西谷委員に係る案件でございますので、西谷委員の退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議長 事務局、説明してください。

事務局 9ページ番号1番でございます。〇〇〇〇〇〇の1筆545㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他、番号2番、10ページの番号3番、4番まで合計しまして8筆6,844㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。質疑を求めます。11番 鐵本委員。

11番 初めての委員の方もおられるので。上北条の地区協定料金を参考のために、再度説明いただけたらと思います。

事務局 上北条地区は、協定料金を取り決めされておられまして、5,000円が現在のの上北条地区の協定料金でございます。議案に上北条地区協定料金と記載しておりますけれど、現在の料金は5,000円ということです。

議 長 よろしいですか。美田委員。

8 番 8 番 美田です。備考欄に新規って書いてあるのとか何も書いてないのとか、何か意味がありますか。

事務局 新規の利用権設定は、備考欄に新規と記載しています。記載のないものは、更新ということです。

議 長 よろしいですか。これ、今までと様式が変わりまして新しかったものですからちょっと見にくい。慣れるまでが大変だ。で、一番右側に、新しい分については新規、更新はそのまま空欄ということになっている。それはそれとしていきたいと思います。その他、ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ないようですので西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されました。続きまして、36 ページの所有権移転は、5 番 山根委員に係る案件でございますので、山根委員の退席を求めます。

(山根委員 退席)

議 長 事務局、説明してください。

事務局 36 ページでございます。所有権移転関係でございます。所有権を移転する者：○○○ ○○○○。所有権の移転を受けるもの：○○○ ○○○○でございます。移転する土地については各筆明細に記載のとおり、4 筆 7,346 m²の贈与による所有権移転でございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。よろしいですか。

(異議なしの声)

議 長 なしということで承認といたしますので山根委員の入場を求めます。

(山根委員 入場・着席)

議 長 山根委員へ。只今の案件につきましては異議なしということで承認されまし

吉市の発注工事（平成29年度社地区雨水排水路修繕工事）に伴う仮設道路として使用するものでございます。請負業者は〇〇〇〇〇〇〇〇で、転用期間は11月6日から30年1月19日の予定でございます。届出地・位置図等につきましては以下記載のとおりでございます。許可の要らない根拠につきましては公共団体が一時転用する場合で下水道法に関連する事業のためということでございます。以上でございます。

議 長 只今の届出については皆さんよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議 長 続きまして、(3) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。

事務局 あっせん申出のあった農地につきましては、4ページから5ページ、2件ございました。4ページ①。相談者は〇〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇〇〇の2筆でございます。売買、もしくは賃貸借、いよいよなったらタダ、使用貸借でもいいということございました。それから、5ページ②。相談者は〇〇〇〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇の方でございますが、こちらからも賃貸借のあっせんの申し出がございました。以上2件のあっせん委員の選任についてよろしくお願いたします。

議 長 只今、説明がありましたあっせん委員の選任でございます。難手になりますか。筏津委員、美田委員、2名でお願いできますか。

1 2 番 今のあっせん、タダでもいいということですね。

事務局 いよいよなければ。

1 2 番 非常に地が悪いんで、作りにくい。では、そういうことで話はしてみます。

議 長 ②、山口。鐵本委員、1人でいいですか。

1 1 番 もう一人。

議 長 こういう場合は推進委員の方に入ってもらって。

1 1 番 では、影山さん。

議 長 じゃあ、鐵本委員と影山委員でお願いします。

続きまして、(4) 農地等あっせん活動の状況について。①、數馬委員、報告をお願いします。

13番 隣接の方に話はしておりますけども、まだ返事をいただいております。話の状況としてはあんまりいい返事はなかったけども、稲刈りの最中だったものですから、稲刈りが済んでから話をするということでした。

議長 続きまして②、吉村委員。

19番 一応、今のところ、頼んではおります。まだ結論が出ておりません。以上です。

議長 最終的には自分が作るということで。③、松本委員。

4番 4番 松本です。この件も、水田の上下の人にまず当たりました。実は、この水田は今まで水田にしてない土地で、細長い土地で、用途がなかなか、ハウスのこまいのが一本建つぐらいの広さです。今のところ、両側の人、近所の人しかいないという現状です。

議長 この水田につきましては、何年か前に私のところに来なって一時的に作った人がおるんです。1年作って、もうよう作らんと。それで、一昨年新たに進入路を付けてトラクターの大きなのが入るようにはしてあげたんですけど、境界もきちんと杭打って、だけど作り手がない。

4番 誰ぞ探さないけんというところですよ。

議長 お願いします。続きまして④、田倉委員、河本委員。

田倉推進委員 4番目でございます。〇〇〇さんの土地なんですが、最初にあります4.5㎡。これにつきましては倉吉市に寄付をするという手続きを進めております。いろいろ聞いてみますと、倉吉市でも何でもかんでも寄付してもらっても困ると。必要なところはいただきますという話だったので、〇〇〇〇がこの土地については必要だということをおっしゃって、今、寄付の手続きに入っているところでもあります。それから、そのあとの田んぼと畑ですけれども、現在作っておられます方に購入の意思を確認しましたところ、どなたもありませんということだったので、それを所有者にお伝えしましたら、それならばもう作ってもらわなくてもいいというお話でございましたので、なら管理はどうされるのかという話をしましたら、自分でやりますという返事でございました。以上でございます。

議長 続きまして⑤、私と金信委員。これは私が近くの人に話をしております、まだ返事はありませんけども、そんなの50mほど上に作り行っとりますのでたぶん大丈夫かなと思うんですけど、まだ結論に至っておりませんので、引き続き交渉していきたいと思っております。以上です。

事務局 先ほど田倉委員から報告があった〇〇さんの件でございますが、最初の4.

5㎡につきましては前回の委員会の時に、駐車場になっていて違反転用ではないかという指摘があったんですけども、当時、あそこを整備するときを買収の打診をされたときに〇〇さんが断られたそうで、現在、その4.5㎡については駐車場ではなく法面として木が生えている状況でございます。この度、寄付されてもいいということなので、〇〇〇〇の方が受けさせていただくということでございます。他の分につきましては、一つは今日3条で出ていて成立はしておりますが、先ほど田倉委員からありましたとおり、あくまで相談したのは売買であって、買ってくれないなら作っていただかなくていいということでした。ですけど、まだ買い手はさがしてほしいということでした。

議 長 続きます、(5) 編集委員会の報告について。林委員長。

7 番 7 番 林です。先回の農業委員会の後で第1回目の編集委員会を開きました。構成を一応決めておりまして、先回は新規就農者の記事を1ページ載にせておりましたけれども、今回は農地パトロールを前面に出そうと、今のところ決めております。それから、委員さんのメンバーが変わりましたので、各委員さんの顔写真、それから、会長の挨拶文を載せてもらいたいと思いますし、先回の委員会で、市民農園を紹介したらどうかということでございますので、そこも入れていきたい。それから、県外研修。最終的には今まで通りの作業、校正ということになるかと思っております。12月の委員会の後に、第2回の編集委員会を開きまして、12月いっぱいには最終的に詰めてまいりたいということで、1月には皆さんにご報告したいと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。(6) 農業者年金の加入推進について。

事務局 該当のある委員さんにパンフレットとティッシュをお配りしています。先月、チェックしていただきました加入推進名簿をもとに啓発を行っていただきたいと思っております。12月、1月を啓発月間としていますので、年末年始にかけて啓発していただければと思っております。以上でございます。

議 長 (7) 県外視察研修について。

事務局 6時半に集合・出発で、日程は以下記載のとおりです。視察研修のレポートを次の農業委員会までに提出していただければと思っております。以上でございます。

議 長 服装は今の姿で。研修が済んだらラフな格好になっていただいてもいいですので、視察が終わるまで今の、ネクタイ、印章を付けていただきたいと思っております。(8) その他の項で。

事務局 来年の県外視察研修の提案書をお配りしております。提案がございましたら、提出をお願いします。

議 長 昨年は、私が市長部局に頼んだのは、来年で終わりだから、農業委員会改革

で新しく委員会ができるから、頼むから最後の年に2泊3日の予算組んでもらえんかって頼んだら2泊3日の予算がついたわけです。通常は1泊2日です。当初は市のマイクロバスを使っただけです。昔は32人おっても行くのは十四、五人。それじゃいけんから、これも公務の一環ですから、皆さんに行ってもらわないけませんってことを言いだしてから増えたわけです。30人ですから、バスも市のマイクロバスが使えませんが観光バスを使いますので、予算要求を出しました。それがついて今の状況になつるとということなんです。それをご承知おきください。

事務局

最初に局長から説明がありましたが、11月11日、明日13時からカウベルホールで研修大会がありますので、参加をお願いしたいと思います。

それから、県内視察研修ですが、12月18日の9時出発になるかと思っております。農事組合法人 福成、南部町で行いますので、予定を入れといていただければと思います。

その他ですが、意向調査票を来月の中、下旬くらいまでに回収していただきたいと思っております。

事務局

最後ですが、全国農業新聞の購読について、会長と職務代理が頑張っていたので、会長が50部、職務代理が10部ということで、今現在いただいております。その他の委員の皆様にも、今月20日までが強化月間になっておりますので、あと10日あまりですがよろしくをお願いしたいと思います。

議長

それから、収入保険制度が始まるということでパンフレットが入つてくると思います。農林水産省から12月1日に農業共済組合で、説明会をさせていただきたいということで、直接東京から来られます。なかなか、まだ理解を得ていないというのが現状でございます。複合経営の方は結構おられますね、稲作、果樹とか野菜、キャベツ、ブロッコリー、それからスイカとかメロンとか、複合経営されております。その総合的な収入に対しての保険でございます。ただし、現在、青色申告しとる人でないと加入できません。ですから、しようとする方は、来年は青色申告しますと今年申し込んでいて、青色申告して、それからでないと加入できないということでございます。そういう説明があると思います。

事務局

事前の申し込みが必要ということで、共済組合を通して県の農業会議から取りまとめのお願いがあったところです。出席してみたいということがあれば事務局までお願いしたいと思います。

議長

その他、皆さんの方で何か。河本委員。

10番

2点ほどお知恵を拝借したいんですけど、農地の又貸しです。利用権を設定しとって他人に貸しちゃつとるって、こういう時はどういう動きをしたらいいものでしょうか。

- 議 長 そういう場合は解約して、次の借りる人と再度契約してくださいと。又貸しはいけません。
- 10番 その場合、荒廃しちゃったたら元に戻させるっちゅうことも。
- 議 長 それは当然、前に借りとった人が元に農地に返さないけん。再生せないけん。
- 10番 わかりました。もう1件は、畑では傾斜の畑を境界のところではよっちゅう打つとると、だんだんだんだん段差が出てきちゃうんですよね。その場合の境界はあくまでも、上が打つとると上が足らんくなってきて、こんど下が打つと下が下がって、ここに段差がだんだんだんだん出てくるんですよね。それで、境界はあくまでもこうだけど、片一方は固定の場合ですね、固定っちゅうか果樹園なんかだとこっち側は耕耘せんから下がらんです。そうすると、果樹園をなくして打ち出したら、ここの平らなところから打ちますんで、そしたら上の段が勾配が大きくなってきちゃうんです。これはどういうふうにしたらよいか、そのへんはわかりませんか。
- 議 長 上の畑があって、法面がある。それで、下の人が法面の際まで打つと、法面まで食い込んで法面がなくなっちゃうと。
- 10番 そうすると今度、上の耕作面積が減ってくるので。食い込むというか、元の位置で打っていったら、勾配がだんだんだんだん上にあがってくるです。
- 議 長 法面の下に境界の杭打つとくしかない。法面の下までが上の土地だから。で、下の人に打っちゃいけんよって言えばいい。境界を控えて打ちなさい。
- 10番 もう一つは、同じようなことですが、勾配の方から見て側面。側面の場合は、こっちの人がこうしたらここがだんだんだんだん高くなってきて、こっちの人が打ったらこっちに流れてきてこっちがだんだん低くなっちゃうです。そしたら、こちらの勾配が、なっていくんですね。
- 議 長 そういうことは、当人同士で話し合ってもらいなさい。他人がとやかく言うことじゃないです。
- 10番 いや、相談受けたら答えないけんが。
- 議 長 そういう時には、当人同士で話をしてください。それで、あんたが中に入って、こがにいだよって説明して、お互いが納得するようにうまいこと仲裁に入る。それが農業委員の役目だわいな。
- 10番 なら、今言われたように回答すればいいってことですね。

4 番 買い手がない時代だけに、そんなことで争いになるなんて。

議 長 その他、ありませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 以上、議題がないようでございますので、本日の定例会議は閉会と致します。

— 午後 2 時 2 5 分 閉 会 —